

《特別管理産業廃棄物 搬入に関する注意事項》

● ビニール製の梱包材で二重梱包

→ ビニールの厚さ（内袋・外袋共） : 0.15mm以上

→ 「特別管理産業廃棄物」「廃石綿等」と表示されている袋を内側、
透明の袋が外側

※梱包材に内容物の表記がないものは、梱包物ごとに明示してください。

※ブルーシート・土嚢袋など、廃石綿の飛散防止に適さない材質での梱包は受入不可

● 内袋・外袋の口はそれぞれ別々にしっかりと閉じる

→ 結束バンド・布製のガムテープ（内袋と外袋を一緒に閉じないでください。）

※養生テープ・番線・紙製ガムテープ・紐などは受入不可

※投棄時の袋の破損及び廃石綿等の飛散防止のため、余裕のある梱包をお願いします。

● 搬入物が下記の状態にある場合、受入れを中止することがある

※予めご了承ください。

- ・袋が破損している場合
- ・投棄時に袋が破損するおそれがある場合
- ・投棄時に袋の口が開いてしまうおそれがある場合
- ・投棄時にシートのつなぎ目が剥がれるおそれがある場合
- ・その他、弊社検量員が受け入れに適さないと判断した場合

以上、ご理解とご協力をお願い致します。